

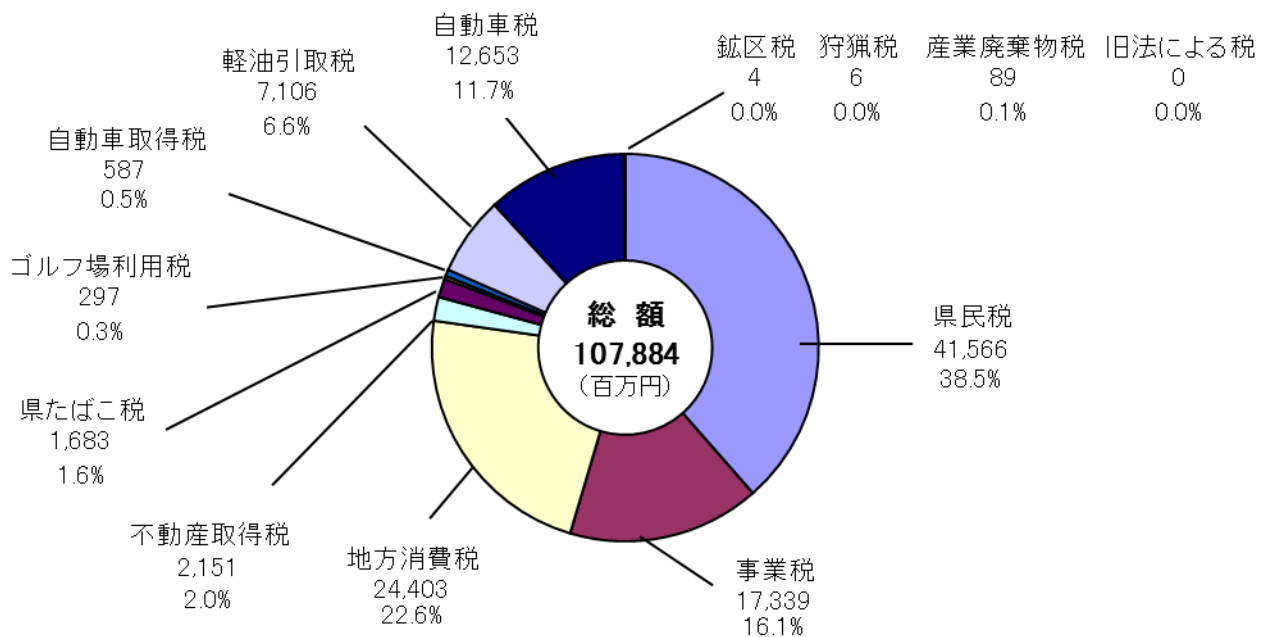
県 税

県税は、県の行政に要する経費を賄うため法令の規定に基づいて徴収するもので、県内の住民や施設、県内に事務所を有する法人や県内における利用行為等に対して一定の負担を求めるものです。平成27年度の県税の予算額は1,079億円で、歳入予算総額の15.6%にあたり、県の自主財源の中では大きなウエイトを占めていますが、平成27年度地方財政計画の歳入に占める地方税の構成比44.0%を大幅に下回っています。

▲普通税と目的税 県税には、県民税をはじめとする13種類の税目があり、これを大きく分けると普通税と目的税に分類されます。普通税とはその用途に制限がない税で、県民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税、鉱区税がこれにあたります。これに対して目的税とは用途が特定されている税で、狩猟税が鳥獣保護及び狩猟に関する費用に、産業廃棄物税が産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進等の施策に要する費用に充てることとされています。自動車取得税及び軽油引取税は、以前は目的税でしたが、平成21年度における道路特定財源の一般財源化に伴い、普通税となりました。

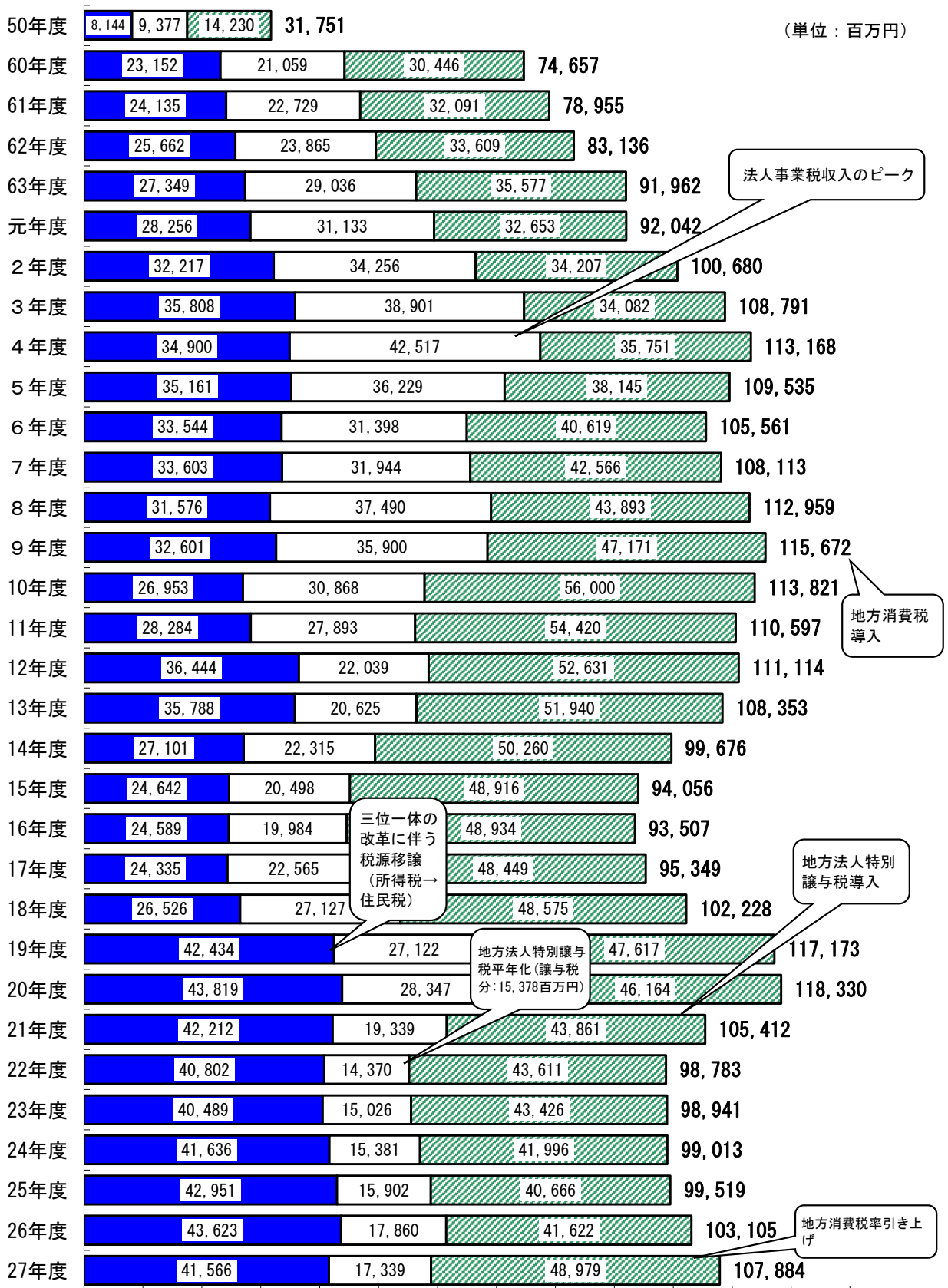
▲直接税と間接税 また、県税は、税負担の態様によって直接税と間接税に分類されます。直接税とは、県民税のように税を納める者と税を負担する者が同一であるものをいい、これに対して間接税とは、地方消費税のように両者が異なる税をいいます。

平成27年度予算の構成比



(注) 旧法による税: 特別地方消費税、軽油引取税(目的税から普通税への変更のため)

県税収入の推移（決算額）



※ただし、26年度は決算見込額、27年度は当初予算額。

■ 県民税 □ 事業税 ▨ その他の税

ポイント!

歳入確保に取り組むとともに、消費税引き上げに係る増収分について社会保障関係費に活用しています!

1 「ふるさと納税」(ふるさと長崎応援寄付金)

「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう、個人の住民税を一定限度まで控除する、いわゆる「ふるさと納税」制度が平成20年度に創設されました。「ふるさと納税」とは、ふるさとの都道府県や市町村へ贈る寄付金のことです。

◎ 寄付総額 677万1千円、寄付件数87件(平成25年度実績)

◎ 長崎県に対する寄付金の主な使いみち

- ・ しまや半島の癒し溢れる自然景観の保全や地域振興の支援
- ・ 世界遺産登録の推進
- ・ 郷土の歴史・文化資源の発掘活用と芸術文化を活かしたまちづくりの推進
- ・ 青少年のスポーツ強化
- ・ お年寄りや将来を担う子供たちへの安全・安心な暮らしの提供
- ・ その他長崎県の発展に寄与する施策

2 地方消費税の引き上げに係る増収分の使途

平成26年4月から、消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、消費税に占める地方消費税の割合が従前の1%から1.7%に引き上げられました。平成27年度の本県における引き上げ分の地方消費税収は約67億円(市町への地方消費税交付金を除く)となり、増収分は少子化対策のほか介護保険、国民健康保険、高齢者医療などの社会保障施策に活用されています。

《引き上げ分の地方消費税収の活用》

(単位:億円)

主な社会保障関係費(県負担額)		757
子ども子育て支援	子ども・子育て支援新制度関係費等	101
障害者福祉	障害者自立支援給付費	68
介護保険	介護保険法定給付対策費	188
国民健康保険	国保・県財政調整交付金等	149
高齢者医療	後期高齢者医療費県費負担金等	205
その他の医療	乳幼児医療費、障害者福祉医療費等	46

